# 令和7年度 中央区ミナミエリア産業廃棄物収集運搬・処分 業務委託(概算契約) 仕様書

#### 1.業務概要

本業務は、本市が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。

なお、本業務は、現在入札手続き実施中の「令和7年度 中央区ミナミエリア巡回清掃及び啓発業務委託(以下、「巡回清掃」という。)」により回収した産業廃棄物を収集運搬・処分するものであることから、当該案件が入札不調となった場合は、本業務は実施しない。

#### 2.関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「法」という。)その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

#### 3.排出事業者

本業務における排出事業者は、大阪市中央区役所とする。

## 4.履行期間

契約日から令和8年3月31日(火)までとする。

# 5.業務内容

#### (1)産業廃棄物の種類及び数量

廃プラスチック類(容器包装廃棄物及びペットボトル等)・・・・ 170 kg 金属くず(空き缶類等)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70 kg ガラス、コンクリート及び陶磁器くず(ビン、ガラスくず等)・・ 60 kg 上記の数量は、本市の収集実績に基づく数量であり概算であるため増減する可能性がある。

#### (2) 収集場所

太左衛門橋南西

大阪市中央区道頓堀1丁目5番付近

(詳細な収集場所は別図のとおり)

#### (3) 収集日、収集時間、収集回数

本業務は、巡回清掃により回収した産業廃棄物を収集運搬・処分するものである。巡回清掃の作業日及び時間は、「4.履行期間」内の年末年始(12月29日

(月)から1月3日(土))を除く、金・土・日・祝日 各日13時から17時まで実施する。

巡回清掃により回収した各作業日分のごみを速やかに収集運搬・処分(1作業日分ごとに収集運搬・処分)すること。

収集時間は、本市と受注者が協議しこれを取り決める。

#### (4)処分方法

関係法令を遵守のうえ、可能な限り再資源化を図ること。

#### (5)その他

受注者は、本業務において、第三者との事故・問題等が発生した場合は、直ちに適切な処置を取り、受注者の責任により誠意をもって解決にあたるとともに、その経過、内容を速やかに本市監督職員に報告し、指示に従うこと。本業務の履行にあたっては、本市と十分に連絡、調整を行うこと。

## 6.提出書類

(1)受注者は、産業廃棄物を収集運搬・処分できることを示すものとして、次に攻めす事項について別紙1に記載すること。

事業の範囲

処分する場所の所在地

処分方法

施設の処理能力

最終処分又は再生する事業所の名称、所在地、処分方法、処理能力

- (2)受注者は、本業務における業務責任者を定め、本市に通知すること。業務責任 者は、受注者と直接雇用関係を有している者であり、業務内容を十分に理解し、 現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (3)受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、本市へ提出し 承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を 提出し、本市の承認を得ること。
- (4)受注者は、本業務終了後、直ちに業務完了報告書を作成し、本市へ提出すること。
- (5)受注者は、本市が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

#### 7. 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は、別紙1記載のとおりであり、この事業範囲を証するものと

して、産業廃棄物収集運搬業許可証(積み込み場所及び積み下ろし場所の両方とする。)及び産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の写しを契約書に添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を本市に通知するとともに変更後の許可証の写しを本市へ提出すること。

#### 8. 運搬の最終目的地

受注者は、本市から収集運搬を委託された産業廃棄物を受注者の指定する最終目的地へ搬入すること。

9. 処分の場所、方法及び処理能力 受注者は、本市から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

#### 10. 収集運搬過程における積替保管

受注者は、本市から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替保管を行ってはならない。

- 11.電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用
- (1)産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(ホームページアドレス https://www.jwnet.or.jp)が運営する「情報処理センター」への登録(電子マニフェストの使用)により行うものとする。ただし、電子通信回線の故障、天災等やむを得ない事由により紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときは、この限りではない。
- (2)前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、本市の承諾を得ること。なお、その事象が解決された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3)受注者は、契約締結後速やかに電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を本市へ提示すること。
- (4)受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適切 に行うこと。

#### 12.作業実施上の留意事項

(1)作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。

- (2)排出された産業廃棄物を収集運搬車両に積み込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、周辺を汚さないよう注意すること。
- (3)収集運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4)搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、本市と打合せのうえ決定すること。
- (5)業務履行中、現場及びその周辺にある施設(構造物、機器等)に対して支障を 及ぼさないよう留意すること。
- (6)産業廃棄物を積み込んだ後は、業務に起因して発生したごみ等がないよう片づけること。
- (7)台風などの荒天により通常通りに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況 について、業務開始前及び途中経過を本市監督職員に報告し、支持を受けること。

#### 13. 再委託の禁止

(1)業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することができない。

委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

産業廃棄物の収集運搬及び処分業務(最終処分は除く)

- (2)受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な 業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。
- (3)受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面 により本市の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているもの については、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4)地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、本市は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと本市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限り

ではない。

(5)受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止 措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外 措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16 条第2項及び第16 条の2第2項に規定する書面とあわせて本市に提出しなければならない。

#### 14.経費の負担

本業務委託における処分費及び運搬費等費用の一切は、受注者の負担とする。

#### 15. 概算契約

仕様書記載の数量及び契約書記載の契約金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。当初契約は概算数量で契約するが、業務完了後数量を確定する。 業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細書(別紙2)の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当を加算して行う。

なお、計算にあたり1円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てることとする。

#### 16. 検査・計量

産業廃棄物の重量は、本市が測定し、電子マニフェストシステムに登録する。受注者は、本市が必要と認め指示するときは、本市が実施する検査・計量に協力すること。

### 17. 適正処理に必要な情報

(1)本市は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を次のとおり受注 者へ提供する。

産業廃棄物の発生工程	巡回回収業務による発生	
産業廃棄物の性状及び荷姿	収集時の現状	
通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の	収集時の現状	
变化		
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	収集時の現状	
産業廃棄物が廃パーソナルコンピューター、廃	_	

ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジ	
ョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃	
電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、JIS	
C0950 号に規定する有害物質(鉛等6物質)	
の含有マーク表示に関する事項	
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物	_
又は水銀含有ばいじん等の有無	
その他取扱いの注意事項	各関係法令を遵守すること

- (2)本市は、受注者の求めに応じて、上記内容以外にも適正処理に必要な情報を 書面で受注者に提出する。
- (3)本市は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。
- 18.委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取り扱い
  - (1)受注者の義務違反により本市が解除した場合

受注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて本市から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬又は処分が未だに完了していないものがあるときは、本市が別途契約した者が収集運搬及び処分を行うものとする。

上記の場合、産業廃棄物の引き渡しに協力しなければならない。

(2)本市の義務違反により受注者が解除した場合

本市の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて本市から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、収集運搬及び処分の方法や期限を本市と協議の上定めることとする。

#### 19. 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、又は市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、本市に帰属するものとする。

20. 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害 を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき 大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対 応要領」をふまえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない 人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人 の権利利害を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的 障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

## 21. その他

- (1)応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に 指定の方法によりよく質し、その内容を理解のうえ応札すること。質問受付期間 経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は本市の解釈 によることとする。
- (2)本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、本市と受注者が協議することとする。
- (3)本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とすること。

#### 22. 事業担当

大阪市中央区役所魅力推進課(魅力推進)井上電話 06-6267-9831

# 本項目は契約後記入する

別紙 1

	収集 積込場		に厚	関す	る	事業範囲
•		-	Į•Œ	女令	市	:
許	可の	有	効	期	限	<u>:</u>
事	業		範		囲	:
許	可	の	条	: 1	件	:
許	可		番		号	:
	積下ろ 可都道				市	;
許	可の	有	効	期	限	:
事	業		範		囲	:
許	可	の	条	: 1	件	:
許	可		番		号	:
	処分 可都道					節囲 :
						:
						:
						:
						:
						:

所 :	在	地:				
処分又は再生の方法:						
施設の	処 理 能	力:				
4 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力 本市から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。 (前項の処分により全量再生又は最終処分された場合には記載不要)						
最終処分先 の番号	産業原	処分後の 廃棄物の 種類	最終処分を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の 処理能力
5 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力 本市から受注者に委託された産業廃棄物の再生(予定)を次のとおりとする						

3 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事 業 場 の 名 称:\_\_\_\_\_

再生先 の番号	中間処分後の 産業廃棄物の 種類	再生を行う事業場の名称	所在地	再生方法	施設の 処理能力

# 概算契約の内訳明細

単位:円

種別(業務内容)	数量( )	単価・円	金額・円()
廃プラスチック類	170kg		
金属くず	70kg		
ガラス、コンクリート及び 陶磁器くず	60kg		
業務委託料総額(税抜き)			
消費税及び地方消費税			
業務委託料総額(税込み)			

数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

#### 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン (別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

#### 生成 AI の利用規定

- ・生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定 の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
  - ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービス には利用しないこと
- ・文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- ・インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意の みで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力 及びそのおそれがある入力を禁止する
- ・生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認 すること
- ・生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必 ず自ら確認すること
- ・生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティ の確保を徹底して適切に運用すること

# 収集場所 太左衛門橋南西(階段下)大阪市中央区道頓堀1丁目5番付近



